

# 資源エネルギー総合保険 Q&A

---

日本貿易保険  
2023年3月20日

本書は資源エネルギー総合保険の取扱いをQ&A形式でまとめたものです。貿易保険のお申込み時等にご活用ください。

## 資源エネルギー総合保険Q&A

Q 1 2018年10月の改正で、どのような案件が資源エネルギー総合保険特約（以下、「本特約」）の対象になりましたか。

A 1 2018年10月以前は、鉱物資源・エネルギー資源（以下、「資源エネルギー」）の本邦への引取案件（以下、「本邦引取案件」）のみを対象としていましたが、2018年10月改正により、本邦引取案件以外でも、本邦事業者が第三国向け販売のため引取を行う場合、本邦事業者が資源エネルギーに関する権益を取得する場合、資源エネルギーの取引のために利用する関連インフラの整備を行う場合であって、本邦の資源エネルギーの安定供給確保に資すると評価できる案件が対象になります。

Q 2 2023年3月の改正で、どのような案件が資源エネルギー総合保険の対象になりましたか。

A 2 2023年3月の改正において、カーボンニュートラル実現に向けて重要性の増す「水素」及び「アンモニア」を、本特約別表1に定める「対象資源エネルギー」に追加しました。また併せて、対象資源エネルギーの化合物又は対象資源エネルギー若しくはその化合物を含有する混合物（いずれも日本貿易保険が認めるものに限る。）も対象となることを明確化しております。一例として、水素・アンモニアの化合物であるメチルシクロヘキサン（MCH）や合成メタン、メタノール等、また鉱物資源では、鉄鋼生産の低炭素化に繋がる還元鉄や、化学肥料の原料となるリン酸アンモニウム等への適用が想定されますが、個別案件毎の判断となりますので、必要に応じてご相談ください。

Q 3 どのような要件を満たせば、「本邦の資源エネルギーの安定供給確保に資する案件」と判断されるのですか。

A 3 「本邦の資源エネルギーの安定供給確保に資する案件」とは、本邦引取案件の他、資源エネルギーの引取、権益取得又は関連インフラ整備に係る案件のうち、本邦から当該資源エネルギーの引き合いを受けた場合に、本邦に振り向けられる蓋然性が高いと判断できる案件や、本邦周辺地域へのエネルギー供給を通じて市場の需給緩和に繋がることで我が国のエネルギー調達の安定化に資する案件等をいいます。

具体的例として、

- 本邦から引き合いがある場合に、積極的に本邦に供給を振り向ける旨の本邦事業者（直接引取者、権益取得者又は出資者等）の意向が確認できる案件

- 東・東南アジアにおける LNG 受け入れターミナル案件  
等が挙げられます。

Q 4 対象の資源エネルギーの全量を本邦に供給する必要がありますか。

A 4 必ずしも対象の資源エネルギー全量を本邦へ供給する必要はありません。例えば、クリティカルミネラル等の鉱物資源において、精錬等の工程を本邦国内で行うことが難しい場合もあり、第三国で処理等を行う際に、対象資源エネルギーを本邦外の処理事業者へ販売する取引となるケースや、LNG等のエネルギー案件において本邦以外への供給が想定されるケース等も想定されます。そうした場合でも対象資源の重要性やプロジェクトの特殊性等を鑑み、本邦の資源エネルギーの安定供給確保に資する案件と日本貿易保険が判断した場合には、本特約を適用することが可能です。

Q 5 本特約の利用にあたり、エスクロウ口座の開設は必要ですか。

A 5 2019年10月改正により、エスクロウ口座が開設されない場合であっても、日本貿易保険が特に認めた場合は、本特約の対象とし、信用付保率を97.5%まで引き上げることが可能となりました。他方で保険料率については、先進国においてエスクロウ口座が開設されていれば通常の海外事業資金貸付保険の料率と比べ低い保険料率が適用可能であるものの、エスクロウ口座が開設されない場合は事業地国における外貨送金リスク等の低減が見込めないことから、通常の海外事業資金貸付保険の料率が適用されます。

詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.nexi.go.jp/topics/system/2019091802.html>